

平成29年度普通会計決算認定特別委員会

平成30年10月17日（水）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

西沢委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時06分）

これより、商工労働観光部関係の審査を行います。

質疑をどうぞ。

島田委員

全ての所で収入未済額、不納欠損額について質問させていただいていますので、商工労働観光部関係にもありますので質問させていただきます。

一般会計にもありますけども、特に特別会計において高額な収入未済額がありますけども、これについて内容を御説明いただけたらと思います。

山川商工政策課長

収入未済額についての御質問を頂きました。

特に、商工政策課の中小企業近代化資金貸付金特別会計の収入未済額を約12億2,678万9,000円計上しております。こちらにつきましては36企業・組合で未収金が発生しております。昨年度は636万7,000円を回収したところです。

債権は昭和48年から平成11年という幅広い間に貸し付けたものですが、未収に至った原因といたしましては、経営基盤のぜい弱性に加え、バブル以降の不況あるいは急激な為替変動等で経営不振に陥ったことが挙げられております。

債権回収に努めるに当たり、債権管理業務の基本的な処理方針を定めました債権管理マニュアルに基づきまして、債務者及び連帯保証人に電話や文書、訪問等による督促を行うほか、担保物件の処分あるいは分割納付等の債権回収を図ってきておりまして、先ほど申し上げましたように平成29年度には636万7,000円を回収したところでございます。

続きまして、平成29年度に不納欠損処理をしまして、これを2件約2,747万4,000円を計上させていただいております。

この2件につきましても、中小企業設備近代化資金貸付金の債務が滞っていたものでございまして、1件については、会社の破産及び連帯保証人全員が破産免責されたということ、もう1件につきましても代表取締役の死亡、それから消滅時効等がございまして、2件分を不納欠損とさせていただいたところでございます。

なお、この資金につきましては国のお金が50%入っておりますので、国と協議しまして不納欠損処理の時期なども相談しながら決めたというところでございます。

島田委員

未収金が12億円あるうちの回収額が600万円ぐらいですから、かなり少ない額でございますし、特に特別会計の未収金が徳島県全体で15億9,000万円のうちの12億2,000万円とい

うことは、特別会計の部分では、ほとんどここなんです。

これを減らさない限りは、ずっと未収金が計上されるということでございますから、新しく徴収する方法とかマニュアルとか、今までのやり方を変えない限りは多分難しいと思います。

ただ、企業ですから、景気ももちろんあるでしょうけども、今までどおりでいくと先ほどのような600万円ぐらいの返済額で、そのうち破産、死亡があったら、不納欠損処理へ流れていくだけの話になっていくような気がします。

ですから、最低でも不納欠損額以上の返済があるようにしなければ、この数字というのは減らないような気がします。そういった考えについて、どうお考えかお示しいただけたらと思います。

山川商工政策課長

島田委員から、今までのやり方をいろいろ考えて取り組んでいかなければいけないのではないかと御提言を頂いたところでございます。

既に保証人の方で亡くなっている方もいらっしゃいますので、相続人を追いかけていたりとか、民間のノウハウの活用ということで、成功報酬の形でサービサーにも委託をして、どんどん難しいところは連携しながら取りに行ってもらおうというような形で、今後とも職員一同、いろんな形で、引き続き一生懸命取り立ててまいりたいと思っております。

島田委員

こういった貸付制度は、企業の維持やステップアップするための資金になると思いますので、引き続きそういった要望があったら、どんどんやっていただきたいと思いますが、返済しない方に貸すというわけにもいかないと思いますので、しっかり返済していただけるかの審査も必要でしょう。こういった金額が大きく出ておりますので、更に御努力していただいて、未収金がどんどん減っていくように尽力していただきますように要望して質問を終わります。

山田委員

私のほうからは、この普通会計決算認定特別委員会の総括質疑、また経営戦略部・監察局関係の所でも議論したんですけれども、平成29年度の包括外部監査結果報告書を見て、あ然としました。

それでどうしてもここでこの議論をしておかないとと思いました。過去にアスティとくしまで行われたクラシックコンサートで、音響に問題がありとの意見が出たことを踏まえて、音響反射板仕様検討業務と音響反射板製作業務をいずれも随意契約で行ったということで指摘されておりました。

そこでまずは最初の質問なんですけれども、外部監査では、音響に問題があるとの意見について、記録もなく確認もできなかったと指摘されておりますけれども、何で記録がないのかということと、誰がこの事業を要望したのかということについて端的にお答えください。

森にぎわいづくり課長

平成28年度の事業でございます産業観光交流センターの音響反射板仕様検討業務・音響反射板製作業務について御質問を頂戴いたしました。

まず、本事業につきましてはアスティとくしまにおきまして、音響機器を用いない生音演奏で会場を使用する場合に、ホールの音響効果を改善するために音響反射板を製作する事業でございます。

アスティとくしまにつきましては、展示会やコンベンション、人気ミュージシャンのコンサートなどの利用が中心となっており、施設の構造といたしましてクラシック等のいわゆる生音演奏向けの施設とはなっていないといった状況でございます。

具体的に申し上げますと、クラシック音楽は生音を客席まで届けるために、施設の壁全面が反響板で覆われているのに対しまして、アスティとくしまにつきましては一般的なコンサートではスピーカー、アンプ等の増幅器を設置するという一方で、壁が吸音板で覆われている状況になっております。

こうした構造上の課題を抱えていた中で、平成28年1月に行われました第1回の第九演奏会での参加者アンケートにおきまして、音が悪く音楽向きの施設でない、オーケストラの音が聞き取りにくい、反響板を置いたほうがいいのではないかといった意見が複数寄せられたところでございます。音響面の問題をできるだけ改善することによりまして、県内外から多くの参加者を得て開催されます第九演奏会を満足度の高いものにし、今後の同様の演奏会でも施設の利用促進が図れるのではないかとということで、可能な範囲での対策が検討されたものでございます。

アスティとくしまにつきましては、一般的なコンサートで利用されることが多いということがございますので、ホール全体を反響材で覆うといったこともできません。ケースに応じて対応できる工夫が求められたという中で、音響反射板につきましては、一般的なコンサートと両立する形で、取り外しが可能で、使用する場合には、できるだけ容易に設置ができるものを工夫しなければならないといったことで、80枚の可動式のパネルといたしまして、ふだんはアスティとくしまの2階の廊下のほうに並べて置いておきまして、必要な場合に、ホールの客席後部に移動して設置する方式とされたところでございます。

また、反射板の材料には県産木材を使用しまして音響改善とともに施設の木質化を図るということも考えて製作されたところでございます。

ただいま、必要性について示す資料が足りないという御質問がございましたが、監査意見でも事業の必要性を確認する資料として、過去にアスティとくしまで行われたクラシックコンサートにおいて音響に問題があるとの意見が出たという記録が残されていないと指摘がなされているところでございます。

確かに記録にとどめるといったことはできておりませんが、先ほど申しましたようなホールの構造上の特性から見まして、生音演奏向けの施設でないということについては、少なくとも音楽関係者であれば、誰もが認識していたところでございます。

また、音響環境改善の検討に当たりましては、アスティとくしまの指定管理業務の連携企業といたしまして、ホールの音響に関する業務を統括する会社に音響改善の指導・助言を依頼いたしまして、専門家も入れる中で可動式の音響反射板を設置するという方法が示されたところでございます。

こうした限られた条件の中で効果を上げるために、音響反射板を設置できる場所の検討、より反射効果の高い素材、形状といったところで専門的な観点からの助言を頂きながら製作されたものでございまして、2回にわたって試作品を設置いたしまして、反響板の形状についての検討、見直しを行いましたほか、平成28年12月4日の第九の練習会におきましても、製作した反響板を設置いたしまして最終的な効果確認も行っているところでございます。

監査人の御意見にありますように、科学的なデータが収集されていないということについては、確かに計測機器等を用いたデータ収集まではできておりませんが、音響改善のための手法としては、監査人も認めていただいておりますように吸音壁面の一部が反響材に置き換わることによりまして、理論上、その面積に応じた効果が出てくるといったところでございますので、事業の進め方として著しく合理性を欠いたものではないと認識しているところではございます。

なお、音響反射板の効果につきましては、音響反射板を設置した後の平成29年2月12日の第九演奏会の参加者アンケート、また今年2月12日の第九演奏会の参加者アンケートでは音響面での問題を指摘する御意見はなくなったという一方で、会場の音響に力を入れて改善されたことに感激した、ソプラノ・アルトの音が良く聞こえた、音響が良かったのではないかと思う、クラシック専用のホールでないのによく音響調節されていた、今回は3回目となり会場の音響・座席配置など運営のほうも随分と考えられてきたと思う、1回目に参加したときに比べ音響などの配慮により他パートの音が聞き取りやすく、とても歌いやすかったといった御意見も頂いているところでございまして、このアンケート結果を見る限り、現場の感覚といたしましても一定の効果があったものといえるのではないかと考えております。

しかしながら今回、監査人から御意見を頂いたことも踏まえまして、事業の必要性や効果を示す資料につきましては、県民目線に立って、より一層、御理解を頂けるものを整えるように努めてまいりたいと考えております。

西沢委員長

山田委員、ちょっと待って。一応、この音響板の事業は平成28年度に終わっていますから、当然29年度やから監査のほうの話を中心に……

山田委員

分かっております。ずっと聞いてきた流れで、特に担当課に聞いてくれという話だったので、ちょっと幾つか聞きたいんですけれども。

今いろいろ、るる言われました。しかし外部監査では、データで事前、事後のテスト等も検証されてない、また記録も、いろいろ言われたけれども、残っていないという厳しい指摘があるんです。

さらに、委員長から言われた財務的な面でも聞いておきたいんですけれども、音響反射板の設計業務の予定価格は150万円、県の契約事務規則第31条から見ても仮に随意契約であっても予定価格は競争入札に準じてということになっています。しかしそういうふうなことにはなっていない。この設定は不適切だと指摘された。

さらに、予定価格は150万円で、100万円を超えたらそもそも随意契約できないにもかかわらず随意契約にしたのは不適切な契約だと。しかも契約書は速やかに作成すべきところ事業完了後5か月以上たっていたという指摘です。随意契約できないものを随意契約をしたという点も含めてあ然とするんですけれども、この財務的な面はどうなんですか。

森にぎわいづくり課長

音響反射板仕様検討業務につきまして、3社の見積合わせを行っているが随意契約の理由の1号、2号いずれにも該当しない、本来であれば競争入札によるべきであるという御指摘でございます。

本事業につきましては、徳島市内で営業所を有し、過去にデザイン性のある優れた県産木材加工製品の納入実績のある企業3社に見積依頼を行いまして、最低価格の見積りを提出していただいた事業者と契約を締結いたしております。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、性質又は目的が競争入札に適さないとの理由で随意契約がなされている一方で、3社から見積りを取っているというところで矛盾が生じているところでございます。

また、予定価格におきましても100万円を超えているといったところで、第1号の随意契約の理由でございますが、これもできないということで本来であれば競争入札により業者の選定を行うべきものであったと認識しております。

このことは担当者のミスであることはもとより、決裁段階で課内のチェックが十分機能していなかったところが問題であると考えられ、こうした間違いが二度と起こらないよう、現在は随意契約締結の立案を行う際のチェックリストを作成いたしまして、立案文書に添付する形で立案者も含め複数人でチェックする体制をとっているところでございます。

山田委員

音響反射板製作業務のほうでも、予定価格の1,620万円の積算根拠が明らかにされてない、見積書の提出依頼の手続で予定価格が砂消しゴムで訂正されている。

本当にずさんな状況なんですけれども1,600万円の事業が1社しかできない理由も明確でなく随意契約が行われた。この契約書も先ほど言ったように、事業完了後5か月を過ぎて作成されている。二重にも三重にもおかしいなと思うんです。これは本当に不適切だという認識は当然、あるんですね。そういうふうな認識の下で答弁ください。

森にぎわいづくり課長

音響反射板製作業務に関する御質問を頂きました。

まず、砂消しゴムの件でございますが、本事業につきましては、先に行いました仕様検討業務の中で1,599万120円という事業費の積算がなされております。今回問題となりました製作業務の見積伺の決裁におきましては、当初、この仕様検討業務で積算されました金額が記載されていたところでございますが、後任の担当者において、予定価格と契約金額が一致するのは不自然であるという思い込みがあったようでございまして、積算額を少し上回る1,620万円という数字に訂正してしまったものでございます。

当初の書類のままで問題なかったものを勘違いで訂正してしまったということ、また、砂消しゴムで訂正したということで、契約事務についての知識が不足していたところが原因であったと思います。

県の文書規程におきましては、立案の場合において金額、その他重要な部分の字句の訂正をするときには、その箇所を押印することと定められております。

今回の御指摘を踏まえまして、担当職員に厳しく指導するとともに、課の職員を集めまして今回、外部監査で御指摘を頂きました事項について説明を行い、再発防止の徹底を図ったところでございます。また、公文書における砂消しゴムの使用については、全庁的に禁止とされているところでございます。

次に、業者選定に係る理由付けが不足しているといったところでございますが、随意契約の理由といたしましては、音響関係者の要求を満足させる製品を期限内に製作し、ホールへの設置を確実にできるのは、仕様検討業務を行い反射板の構造、使用する材料の特徴、ホールの構造特性を熟知している、仕様検討業務を行った事業者だけであるというような理由付けになっております。当時は、そうした理由によりまして随意契約によることが適切ではなかろうかという判断があったということでございます。

特に、平成28年10月11日に契約をいたしまして、効果確認を行う本番練習が12月4日でございます。この期間内に反射板を製作し、練習会において効果確認を行うというタイトなスケジュールの中で、期限内に確実に製品を製作できることが求められていたといった事情が大きかったのではないかと認識をしております。

しかしながら、この事務処理に関しまして、より説得的な根拠が必要であるといった監査人の御指摘が出されていることを踏まえまして、今後、随意契約を行う場合におきましては、より客観性のある裏付け資料の収集に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

この事業の予算から実施に至るまで、誰がどのように判断したのかと私は素朴に思います。

また、事業者の決定経緯、予定価格の設定、随意契約に至る問題は、当然、決裁過程において誰かが気が付くだろうと思うんですけども、結局誰も気が付かなかったということで、非常に事態が深刻になっていると思うんです。この点は、いかがですか。

森にぎわいづくり課長

その点につきましては、御指摘のとおり課内のチェック体制が不十分であったことが原因としてはっきりあるところで、先ほど申しましたように、できる範囲でチェックリストを作成するといった形で、今後、複数人でチェックができる体制を整えていくところでございますので御理解を賜りたいと存じます。

山田委員

この問題の最後になりますけど、今、るる言ってきたことが十分県民に伝わるような状況でない、余りにもずさん。

私自身は、この事業の必要性や不適切な契約事務を担当者個人に責任を負わせるような

姿勢が問題だ、疑問だというふうに思います。

事実上、放置されていたということは、厳しい再検証が必要だと、県民に説明する責任があるので、この事態を商工労働観光部として、どう認識しているか。私自身は再検証すべきだと、今のような答弁だけでは、よっしゃというわけにいかない。

確かに先ほどから言われているように、今年度の分でないので直接は関係ないけど、平成29年度の外部監査の指摘というのもありまして言っているのです。それについて、危機感を持って再検証しないといけないと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

西沢委員長

小休します。（11時31分）

西沢委員長

再開いたします。（11時32分）

春木商工労働観光部次長

この問題についての認識という御質問かと思えます。

当方といたしましても、この問題については大きなミスといいますか、不手際があったと認識をしております。今後このようなことが起こってはならないということは強く思っております。

そのために、職員の研修でありますとか、OJTを通じてのスキルアップ、複数人によるチェック体制を十分に機能させるように今後、努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岩佐委員

私からも短く1点、お伺いさせていただきます。

県の観光施策について、今回いろんな事業の内容及び成果というのが書かれているんですけども、それを全部含めての全般についてお伺いをしたいんです。平成29年度事業で、いろいろな誘客コンテンツ作りであったり、また受入環境の整備、とくしまブランド発信ということで取り組んでいるのはよく分かってはいるんですが、昨日の新聞にもちょうど出ていたんですけども、都道府県別のアンケートで徳島県の魅力度が2年連続でワースト2位というような結果が発表されておりました。また、県の宿泊者数というのでも3年連続で最下位という現状があります。

この昨日の記事からなんですけれども、魅力度がワースト2位になった理由として、観光施設や土産物などの評価が低かった、是非、徳島県に観光に行ってみたいと答えた割合が8.9%で全国42位であった。このアンケートをした研究所の分析では、阿波おどり以外の食や産品の魅力がうまく消費者に伝わっていないというようなことでありました。

県の観光PRというのは、商工労働観光部だけでは当然ないわけで、農林水産部であったりとか、徳島県に来る移動手段という意味では県土整備部とか、いろんな部局にまたがっているところではありますし、当然、民間の力というのも大変重要になってくるわけなんです。その観光施策の中心になる商工労働観光部にお聞きをしたいと思っているので

すけれども、この魅力度ワースト2位という結果、また宿泊者数が3年連続で最下位という現状を踏まえて、平成29年度にやってきた事業の成果というのをどのように捉えているのか、お伺いをいたします。

岡島観光政策課長

先般、新聞報道されました魅力度ランキングの結果、あるいは宿泊者数の状況を踏まえた現状と認識という御質問かと思えます。

まず、魅力度ワースト2位、46位という結果でございます。こちらについては、既に報道のとおり、民間のシンクタンクのブランド総合研究所が発表した都道府県別の魅力度アンケートという形での発表でございます。アンケートにつきましては、魅力度以外にもいろんな手法があると認識しているところでございますけれども、近年、いろいろ報道がされているところでございまして、非常に目立つアンケート結果と認識しているところでございます。

県といたしまして、昨年に比べて、ポイント数で0.7ポイントの上昇でございますけれども、残念ながら順位とすると前年と変わらないという状況でございます。

先ほど委員もおっしゃったように、中身につきましては、観光の部分を中心に42位、43位というあたりで、ランキングに大きく影響しているところがあると認識しているところでございます。

一方で、阿波おどりに代表されます魅力的な伝統芸能、祭り、イベントという部分については、全国上位という評価もございます。

こういった分析結果につきまして、我々も真摯に受け止めたいところでございまして、弱点の部分の再認識、あるいは改めて阿波おどりが非常に強みがあるんだと認識しているところでございます。弱み、強みを十分に認識をした中で、県の施策を考えていくという形になってこようかと思うところでございます。泊まりたい宿泊施設、食事がおいしいというところについては40位台という形で、全国的にも下位という評価もあったところでございます。

先般の9月議会におきまして、魅力度アップのための宿泊施設改修という形で、県議会にも御承認いただきまして補正予算で、新たにチャレンジをさせていただき、順位が少しでも上がるように努力をし、おのずと宿泊者数の増にもつながっていくよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それと、平成29年度の全般的な施策ということでございます。

平成29年度におきましても、いろんな新たな取組をしてまいったところでございます。

先ほど食のところでもお話が出ましたけれども、観光キャンペーンということで、上半期、下半期に分けまして、例えば、あわ文化あるいは阿波の歴史、今年度になりますけれども、食というような形で、今キャンペーンをやっているところで、個人旅行者を意識した展開をしているというところです。

あるいは、SNSやウェブサイトを活用した施策ということで、いわゆるOTAといわれているオンライン旅行会社を活用しまして、徳島あるでないでキャンペーンという新たな取組を昨年12月からやって、一定の成果も出ているのかなというところでございます。

そういった取組をする中で、本年1月から6月期までの宿泊者数につきましても、昨年

比2%増で、全国平均よりも増加率が上回ってございますので、少しずつではあるかと思っておりますけれども、増加の兆しも見えているのかなと認識をしているところでございます。

岩佐委員

県としても、これまでやってきた事業を踏まえて、弱点であったり強みというのを再認識したというようなことであります。

昨年、経済委員会でいたので、その中でもいろいろ議論したところではあるんですけども、先ほどの説明でもあったんですけども、全国的に見て阿波おどりは知名度はありますが、阿波と徳島というのが余り結び付いてないような現状もあります。これは農林水産部のほうでも話をしたところなんですけども、当然、日本国内においても徳島という認知度は低いんですけど、世界的にインバウンドの大きな流れの中で、世界の中から見て徳島というのがピンポイントでどこまで認知度があるのかということもあろうかと思っております。そういう意味では、これからの施策は、世界中の人、日本国内で知名度が上がるような取組が必要かと思っております。

いろんな宿泊施設の改修等も行って、宿泊者数も増えてきているということもあります。宿泊者数としては全国最下位ですけども、一応、伸び率でいえば全国1位というのがいいのか、どういう数字なのか分からないのですが、伸び率としてはいいということですので、それも踏まえて、反省の上に立って、これからしっかりと伸びていくよう取り組んでいただきますよう要望して終わります。

元木副委員長

今、宿泊者数の議論がありましたので、私からも、にし阿波の観光振興を中心に確認をさせていただきたいと思っております。

まず、私自身が平成29年の2月議会で、にし阿波観光振興について取り上げたところ、当時の熊谷副知事のほうから、平成32年までに、にし阿波全体で平成27年実績から倍増となる3万人を新たな目標に掲げて、アジア、欧米等、ターゲット国を絞った営業活動等を強化するという答弁を頂いたところでございますが、今の外国人宿泊客の状況が、もしお分かりになれば教えていただきたい。

また、昨年度は三好市においてラフティングの世界選手権が開催されまして、大いに地元の方も盛り上がり、担当の方にも高い評価が集まったと記憶をしておりますけれども、このラフティング世界大会による外国人宿泊客の増加がどの程度あったのか、そしてまた、どういった評価をなさっておられるのかといった点についてお伺いさせていただきます。

國安誘客営業室長

にし阿波観光圏での取組ということですので。県全体の平成29年度の外国人宿泊者数は10万2,812人となっております。にし阿波観光圏の数字は現在持っていないのですが、にし阿波の大歩危・祖谷いってみる会の五つのホテルの外国人宿泊者数は1万8,847人で、平成28年度と比べると約1.3倍に伸びております。にし阿波観光圏につきましては、アメリカの旅行雑誌Travel + Leisureの2018年に訪れるべき50の旅行地に日本で唯

一選ばれるなど、ヨーロッパ、アメリカで高い認知度を示しているところです。

元木副委員長

外国人観光客倍増推進事業ということで、昨年度においても3,200万円ほどの予算でファムツアーの実施や現地のプロモーション等外国人の観光誘客を進めていただいたということですが、プロモーション事業でアメリカ、香港、シンガポール等で商談会を開催して、アメリカでは3万6,813名という来場者数も得たというようなことを伺いましたけれども、このプロモーション事業での執行額とその効果・手応えは、どうであったのかといった点についてお伺いさせていただきます。

國安誘客営業室長

外国人観光客倍増推進事業についてです。実績といたしましては3,227万8,000円で事業を執行させていただいておりまして、その内容につきましてはお手元の説明書にもございますように受入環境整備、招へい事業、現地でのプロモーション事業などを関係機関との連携により展開し、徳島県への外国人誘客を推進しております。

先ほどお話のありましたアメリカでの旅行博につきましても来場者数3万6,813人に対して、徳島県のブースには2,000人以上の方に御来場いただきました。プロモーション事業や招へい事業も含めました具体的な成果ですが、旅行商品の造成につながったケースが確認できているもので、19ツアー213本となっております。

また、メディアへの露出実績といたしましてウェブが7本、SNSが16本で広告費換算させていただきますと1,400万円相当というような試算が出ております。

元木副委員長

是非、こういった取組が一過性のものに終わらず、徳島県の長期的な観点での魅力度のアップ、そして外国人観光客誘客の更なる増進に向けた結果を出せるような取組に発展させていただくよう御期待を申し上げる次第でございます。

加えまして、また台湾のほうでも阿波おどりのキャンペーンとともに、県の職員の方が出向いてパンフレットをお配りになられると伺っております。

こういった事業についても、是非、効果的な事業によりまして具体的な成果が現れるような取組や、台湾の方がにし阿波と徳島県を訪れていただけるように積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、商工団体関連で少し確認させていただきたいと思っております。

普通会計決算認定特別委員会説明資料の3ページ、そして主要施策の成果の説明書の100ページにございます商工団体向け事業、徳島県地域産業活性化事業費補助金につきまして、ベーシック補助金で31団体、そしてオンリーワン補助金で21団体・64事業ということですが、この具体的な中身について教えていただけたらと思っております。

山川商工政策課長

ただいま、平成29年度の商工団体への事業についての御質問を頂いたと思っております。

県では商工会議所、商工会、中小企業団体中央会という商工3団体に対しまして、経営

改善普及事業等を行うに当たっての必要な経費に関し、補助金を交付しているところでございます。

大きくは、人件費などの運営経費を補助するベーシック補助金、それからプロポーザル方式、コンペ方式で事業費を補助するオンリーワン補助金を交付しているところでございます。平成29年度おきましてはベーシック補助金で9億6,084万円、オンリーワン補助金で4,529万円となっております。

ベーシック補助金の対象である経営指導員や経営支援員に関しては、各地域の小規模事業者数に応じて配置をしております、そういった所の事業活動に関して補助金を交付させていただいております。また、オンリーワン補助金につきましては、各地域のそれぞれの提案に基づきまして、審査会にて審査し、64事業を採択したというところでございます。

元木副委員長

経営指導員・経営支援員等の人件費などに活用されたということでございますが、今県内の各商工団体の経営指導員、経営支援員の数に関しての現状はどういった状況になっているのか。この数というのは、どのようにして決められているのかお伺いをさせていただきます。

山川商工政策課長

現在の県内商工団体の指導員の状況ということでございます。

商工会議所におきましては経営指導員が33名、商工会関係では53名、商工会連合会で9名、中小企業団体中央会で12名という配置です。

補助員、事務局長などがいらっしゃいまして合計では201名、県下で関連の補助対象職員がいらっしゃいます。

元木副委員長

合計で201名の方が、県内の中小企業、小規模事業所の方の支援に、中心となって当たっているということでございます。

御承知のとおり、本県の商工関係事業所の実態を見ておりますと、特に私の地元の県西部や県南部では事業所数の減少が大きな課題の一つとなっております、とりわけ那賀町ですとか三好市とか、中山間地域を抱えておるようなエリアではかなり面積が広くて指導員、支援員の方がその事業所に出向いていく際にかなり時間が掛かるということもよくお伺いしておるわけでございます。

今、会員の方も高齢化が進む中で、商工団体についても県内中小企業等の円滑な事業承継が課題となっております中において、伴走型の支援ということに力を入れておるところでございます。是非、事業範囲とか面積等も考慮して人を配置していくべきではないかなと感じておりますが、そのあたりについての考えをお伺いさせていただきます。

山川商工政策課長

商工会等の管轄エリアに合わせての定数や配置を考えてはどうかという御提案を頂いた

ところでございます。

特に商工会は広い範囲がございしますが、そもそも配置定数は、商工会連合会等の間でいろいろ調整して配置を決めておりまして、まず、おっしゃいましたように小規模事業者数が一つの基本にはなるのですが、諸事情あると思いますので、商工会連合会に広域枠の人数を設定させていただいて、そこからまた諸事情に応じて配分していただくということも盛り込んでおります。

今のような課題に関しては今後、商工会連合会とも一緒に、その辺の不具合がないようにしていきたいと思っております。

また、先ほど申し上げましたオンリーワン補助金においても、広域の商工会ならではの、いろんな事業があると思いますので、そういうところで提案していただくと、よりその地域の強みの事業を補助金として採択できるのかなと考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

元木副委員長

是非、広域枠の充実といった点についても御検討いただきまして、少しでもこういった方々が仕事しやすい環境づくりに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、軽減税率の議論も盛んでございますが、消費税の増税がいよいよ来年に近づいてまいりまして、事業所によりましては、かなり負担も増えて混乱も予想される中、来年の増税の荒波を乗り越えていくためにも、商工団体と県との協力関係というのは大切になっておるんじゃないかと感じているわけでございますが、今後の商工団体の支援の方向性についてお伺いさせていただきます。

山川商工政策課長

今後の商工団体との協力に係る方向性ということで御質問を頂きました。

今おっしゃいましたように消費税の引上げという局面もございします。それから現在、事業承継という大きな課題がまっただ中という状況がございまして、地域の商工団体の指導員の役割というのは、きめ細やかに県下全域にいろんな諸課題を事業者で解決していくという中においては、とても大事と考えております。

事業承継、経営改善、経営革新、企業防災とか、あるいは生産性向上に係るITの導入というようなところも、今、経営指導員と一緒に進めているところでございしますので、今後とも、そういう経済団体といいますか、経営指導者を通じましてそういったものをきめ細やかな県下全域の事業が行えるようにと思っておりますので御理解をお願いします。

西沢委員長

余り言うつもりはなかったんですけど、ちょっと気になる場所があって。

残念ながら阿波おどりのほうは、日本全体にマイナスのイメージを与えました。私は牟岐町の商工会の青年部の部長をやっているときに、商工会というのは、イベントばかりでいいのかという疑問があった。商工会青年部から見て、牟岐町をどういうふうに底上げしていくのか、イベントだけじゃないだろうという思いはずっとありました。

県議会議員になっても一緒に、県庁そのものがイベントが中心で、だから阿波おどりも一つのイベントですよ。夏だけでなく秋もするということですけども、イベントだけではなくて徳島県を本当に底上げするためには、もっと違うものも必要なんじゃないかなと。

残念ながら、今いろんな所でイベントをやっていますから、一つのイベントを捉えての魅力というのは、それだけでは、ちょっと厳しいんじゃないかと思うんです。

徳島県の中で宝物を探してみたら、数日前に映画でやってました「ソロモンの秘宝」、これは世界的に通じるものです。本当を言ったら映画化をやって、徳島県にはこんなものがあるんだと全国的にちゃんとアピールを強くするようなことも必要なんじゃないかな。

それから、写楽もです。確かに写楽が徳島県に居た形跡が余りないんじゃないかと思えますけども、だからこそ見る所が少ない。見る所が少なくても写楽は世界の写楽ですから、それを生かさない理由はないと思う。見る所がないんだったら、見る所を作ったらいんです。何回も言ってきましたけど、写楽はどうなってますか。

岡島観光政策課長

写楽の件で、現状どうかという御質問でございます。

従前、西沢委員長からいろいろと写楽の活用について御意見を賜っているところでございます。

そういった中で庁内組織でございますけれども、タスクフォースという形で、どういった活用ができるかという議論をしてきたところでございます。

そして今年度、一つの形ということではございませんけれども、徳島市の阿波おどりの時に、とくしま連を出ささせていただいておりますけれども、そのうちの片面のほうに、写楽を載せさせていただきました。うちわそのものは県内の方にPRという目的で作成し配布をさせていただいておる、その中に、写楽を載せさせていただく活動をさせていただいたところでございます。

西沢委員長

私も見ましたけど、写楽を本当に進めるという気であれば、まだまだです。写楽の会が今度、眉山の下の阿波おどり会館のちょっと右側のほうの学校跡地を、写楽の展示、何かほかのものと展示をしようかという動きがある。それから写楽の会が大塚国際美術館で陶板をお願いしようかというところまでいっているみたいです。いろいろ動きはあるんです。

そういう中で県のほうもやはり、そういうところにちょっと応援していただきたい。陶板のことは私が大分前から言ってますよね、徳島阿波おどり空港、徳島駅に展示をして大塚国際美術館のほうにも誘導するとか、その中で徳島県は写楽ですよとアピールするとかいうことを、やっぱり考えてほしい、それとまた空港の床に大きな絵を描いたり、そういうことで本当にもっと大きなアピールをしてほしい、やはり予算も入れ方が少ないんじゃないかな。去年の予算は幾らだったのですか。

岡島観光政策課長

具体的な予算はすぐにはちょっとお答えできませんけれども、うちわに関しては既存の予算ということで、枠の中でやらせていただいております。

委員長からいろいろと御提案を頂いた部分、あるいは民間の方の動き等も聞き及んでいるところがございます。教育委員会にも関わりますし、文化にも関わってくる場所もございますので、そちらとの連携はもとより、民間の方の動きも十分に把握しながら連携を取れるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

西沢委員長

そういうふうにしてください。ちょっとね、金額が少なすぎると思います。

うちわだけだったら100万円か、何十万円かでしょ。そのぐらいの程度しか多分、去年度も予算がなかったんじゃないのかなと思います。

本気になってやるんだったら、もっと予算はないとおかしいですよ。それからもっとアピールするんだったら、道路にも絵を描いたり、公園の名前を変えてみたり、いろんなやり方があると思います。

徳島市の分野もありますから、市と一緒にやらなかったら難しいところもあるけど、市は市として、県はもっともっと予算を入れてもらって、阿波おどりに匹敵するぐらいのものに成長させてほしいんです。可能性は十分ありますので、そのためには、やっぱり見る所、行く所を作っていくといけないので、そういうこともひとつよろしく願います。

西沢委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それではこれで質疑を終わります。

以上で、商工労働観光部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（12時03分）